

令和元年(行ウ)第275号,第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

第275号原告 鈴木陸郎 外44名

第598号原告 梶谷完行 外2名

被告国

## 証 拠 説 明 書

(甲59 ~ 甲64号証)

2020年(令和2年)6月3日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 小島 延夫

弁護士 久保田 明人

甲号証	枝番	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
59		『処分性の拡大と公法上の当事者訴訟との役割分担について(その1)』 Law&Practice No.11	写し 2017(平成29)年	小島延夫	行政法関係の実定法規における「公権力の行使」は、裁判例上、処分性の定義規定として機能していないこと、また、処分性があることと公権力的性格を有するかどうかは別問題であることなど。
60		『処分性の拡大と公法上の当事者訴訟との役割分担について(その2)』 Law&Practice No.12	写し 2018(平成30)年	小島延夫	同上
61		神奈川県環境影響評価条例施行規則(昭和56年1月31日規則第11号)	写し 1981(昭和56)年1月31日	神奈川県	神奈川県環境影響評価条例4条に基づく評価項目として、大気汚染、水象、温室効果ガスを指定していること(第3条、別表第2)など。
62		神奈川県環境影響評価技術指針(平成10年2月6日環審第73号)	写し 1998(平成10)年2月6日	神奈川県	大気汚染の調査について、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」を調査地域としていること(「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」「ア 調査地域)」など。
63		『環境アセスメントと住民合意形成』廃棄物学会誌Vol.13, No.3	写し 2002(平成14)年	原科幸彦	行政の意思決定への住民参加保障にとっては、住民の意見に対して行政による「意味ある応答」がされていくことが必要であること、日本の現在の法律において、「意味ある応答」を制度化しているのは、環境影響評価法だけであること。
64		神奈川県環境影響評価技術指針解説(抜粋)	写し 2018(平成30)年4月	神奈川県	甲62の技術指針にいう「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、「大規模な煙突を有する工場、事業場等の点煙源の事業」については、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内とする。」とされていること(21頁)など。